

HOT/COOL Player

租税法律主義と税務争訟

公認会計士・税理士 村田守弘 Morihiko Murata



最 近、課税庁が敗れる税務争訟事案が続いている。それら事案における課税庁の問題、また、それら事案の結果がもたらす今後の影響について私見を述べたい。

2008年10月、アドビ事件（親会社と結んだ業務委託契約の下に受取る手数料が独立企業間価格でないとされたことに対する税務訴訟）において東京高裁は、課税庁の採用した独立企業間価格の算定方法は合理的な方法とはいえないと判断し、その結果、課税庁が敗れた。また、2010年2月、TDKが審査請求を出していた問題（以下「TDK事件」という）で、国税不服審判所は、約141億円の処分取消の裁決をした。

ア ドビ事件、TDK事件において当局の判断のどこに問題があったのか。

結論からいえば、「所得移転がある」というストーリーを課税庁が作り上げることに問題があると考えられる。

このストーリーが出来上がると、あとは何が何でも課税する方向に課税庁が走る体制がさらに問題を大きくしている。税法軽視・通達重視に傾いた課税庁の職員は、課税庁内部の指令⁽¹⁾を金科玉条にして納税者に接してくる。出された指令には疑問をはさまず、従っていればよいという風潮が課税庁に生まれていたということはないか。その必然的帰結は、租税法律主義を忘れた裁量主義による課税となる。

新聞報道等の情報によると問題となった取引は、TDKから香港子会社へ、香港子会社から顧客への取引であった。この場合、完成品の輸出価格が100で、電子部品の原価が25、その他香港で調達した部品の原価が50であれば、総原価は75になり、粗利益は25になる。

TDKは電子部品製造ノウハウを、香港子会社は完成品製造ノウハウをそれぞれ持っていたと聞いている。そうであれば、TDKも香港子会社もそれぞれ貢献に応じて適正利益をあげるべきである。仮に利益折半（25を折半）が適正であったとした場合、課税庁のいう「所得移転がある」というストーリー作りは、容易に想像が付く。他の日本法人の海外子会社は利益を計上していない。だから、当該香港子会社も利益を計上する必要はない（平仄を合わせるという課税庁特有の論理）。しかし、当該香港子会社は、かなりの利益を計

上しているから所得移転が行われていると課税庁は断定することになる。この「所得移転がある」という実質的判定が事実認定の前、つまり、調査開始時に行われていることが問題である。

アドビ事件も、課税当局が問題視していた「問屋契約⁽²⁾」に近い形態であったことから、「所得移転がある」という実質的判定が事実認定の前、つまり、調査開始時に行われたと推測する。問題となったアドビ社は、ソフトウェア製品の販売促進・マーケティング支援等の役務提供を業とする会社である。しかし、課税庁は、そのような事実を無視し、ソフトウェア製品を販売する会社と看做して高い利益率の比較対象取引を選んだ。「所得移転がある」というストーリーが出来上がると、何が何でも課税しようとする課税庁の姿勢が誤りを引き起こしたと解する。アドビ事件における裁判所の判断を引用する。

「独立企業間価格の算定過程が違法であるので、その違法な過程を経て得られた独立企業間価格も違法である」

不 当な課税に対して還付されることに気付いた多くの納税者の取る行動はいかなるものか。

アドビ、TDKが税務争訟の手続をとったのは、法律の根拠なく課税されたこと、そして、税務当局への信頼が打ち砕かれたことへの納税者の憤りの現れと考える。税務当局の裁量的課税を排除し、真に法律に基づく課税実務を実現することが、緊急の課題であるといえよう。従来、企業は立法・行政にかかわることに熱心であったが、自らの事案を司法に委ねることには消極的であった。制度の不備を改善するに有効な方法は、実際の税務争訟を通じてより問題点を明らかにしてゆくことである。そのためにはいくつもの税務争訟が提起される必要がある。

- (1) 基本通達のように納税者に明らかにされたものを通達と呼ぶ。納税者に明らかにされない課税庁内部の執行方針を指令と呼ぶこととする。
- (2) 「問屋契約」問題とは、当初輸入販売を行っていた国内の外資系事業者が、ある時期から「問屋契約」への契約書だけの変更により日本での利益を圧縮した一連の取引をいう。